

上 尾 市

上尾市消防本部

上尾市水道事業 訓令第7号

上 尾 市 議 会

上尾市教育委員会

本 庁
出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 上 下 水 道 部
上 尾 市 議 会 事 務 局
上尾市教育委員会事務局
市 立 教 育 機 関
上尾市こどもまんなか会議

上尾市こどもまんなか会議設置規程を次のように定める。

令和7年6月27日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市長 畠 山 稔

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市こどもまんなか会議設置規程

（設置）

第1条 上尾市こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき本市が定める同項に規定する市町村こども計画をいう。次条第1号において同じ。）に基づくこども施策（同法第2条第2項に規定するこども施策をいう。次条第2号及び第3号において同じ。）を全庁的に推進するため、上尾市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 こどもまんなか会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 上尾市こども計画に関すること。
- (2) こども施策の実施及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 委員長は、市長とする。

2 副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 こどもまんなか会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 こどもまんなか会議は、こどもまんなか会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（関係職員の会議への出席等）

第5条 こどもまんなか会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 こどもまんなか会議の庶務は、こども未来部こども支援課において処理する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営に関し必

要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

教育長 市長政策室長 行政経営部長 総務部長 こども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 上下水 道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教 育委員会事務局学校教育部長
